新年を迎えて

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課長 尾 室 義 典

2024年を迎え、皆様に新年のお喜びを申し上げます。 植物防疫施策における最近の動きと所感を申し上げ、 新年のご挨拶とさせていただきます。

はじめに、昨年4月に施行された、改正植物防疫法の 状況について触れたいと思います。

今回の改正は平成8年の改正以来,26年ぶりの大幅な見直しとなりましたが,関係者の皆様のご理解とご協力もあり,全体としては大きなトラブルなく円滑に制度移行できていると受け止めております。

まず、今回の改正により法定化された侵入調査事業についてですが、対象病害虫(侵入警戒有害動植物)として38種を指定するとともに、全国斉一な調査の実施に必要な調査計画や調査マニュアルをお示ししたうえで、昨年4月より実施しております。この調査においては、侵入警戒有害動植物であるトマトキバガが全国各地で確認されるなど、全国斉一に調査を行った効果が確認されているところであり、引き続き都道府県と密接に連携しながら、病害虫の早期発見に努めてまいります。

また、緊急防除については、速やかな防除を実施するため、ミカンコミバエ種群、火傷病菌等9種の病害虫に関し、緊急防除実施基準を作成・公表するとともに、病害虫ごとの防疫指針の策定など、早期の防除に必要な準備を引き続き進めているところです。

今般,改正法で新たに定義された「総合防除」に関しては、一昨年11月に国が定めた基本指針に基づき、都道府県で、地域の実情に応じた総合防除計画の策定が進んでおり、昨年11月末時点で6県が策定済み、残りの都道府県においても本年度内の策定が予定されています。

改正法により、都道府県は、必要に応じ、総合防除計画に農業者が遵守すべき事項(遵守事項)を定めることが可能となり、必要な助言・指導を行ったうえで、これに即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれがある場合には、農業者に対し勧告・命令を行うことができるよう措置しています。例えば、さつまいもの大産地を擁する茨城県では、サツマイモ基腐病に対する遵守事項を定め、家庭菜園を含むすべての農業者に対して意欲的な指導を行っていく方針が示されています。今後総合防除計画が策定される県においても、同様に実

効性の高い計画が策定されることを期待しています。

また、「みどりの食料システム戦略」に掲げた化学農薬使用量(リスク換算)の低減に係る目標の達成に向けて、グリーンな栽培体系への転換サポート事業により、各産地に適した化学農薬のみに依存しない総合防除の技術の検証および定着を図る取組の支援を行っており、都道府県の総合防除計画に基づく栽培暦等の見直しや、事業成果として公表される栽培マニュアル等での優良事例の横展開が図られることを期待しています。

輸入検疫に関しては、植物防疫法の改正により、植物防疫官が行う検査や緊急防除のために講じる措置の対象に農機具等の物品を追加することができるよう措置するとともに、出入国旅客の携帯品に対する検査権限や違反に対する罰則を強化しています。昨年4月より開始した中古農業機械を対象とした輸入検査を円滑に運用するとともに、携帯品の検査強化や罰則の引き上げについては空港等での周知を展開することにより、引き続き、適切かつ効果的な水際措置を図っているところです。

輸出検疫については、農林水産大臣の登録を受けた者 (登録検査機関)が植物防疫官に代わり輸出検査の一部 を実施することができるよう措置しました。昨年11月 28日現在,10機関が登録検査機関として登録されており,554件の検査実績となっています。輸出検査数の増加傾向が続く中で、円滑な検疫を実現するため、登録検 査機関による検査の活用を促していきます。

今後は、改正植物防疫法において新たに有害植物に位置づけられた「草」について、リスク評価手法の検討を 進めるなど、新たな法制度に基づき、検疫の適正化に向けた取組をさらに進めてまいります。

次に、国内の病害虫の発生状況についてです。

2018年に沖縄県および南九州のさつまいも産地で発生が確認されたサツマイモ基腐病については、産地からの要望を踏まえた新規農薬の登録、防除技術・抵抗性品種の開発等を行うとともに、県、関係機関と一体となって「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」の総合的な対策の着実な実施を推進してきたところです。これらの取組の結果、本病による被害は以前と比較して大きく抑制されつつあります。引き続き、より効果的な防除体系の確立・普及を進めることにより、さらなる被害軽減を図っていきます。

For the New Year. By Yoshinori Omuro